

VI 他人による出願審査請求の場合の注意事項

本人でない者（他人）が出願審査の請求をした後において、補正又は補正の却下により請求項の数が増加したときは、出願人がその増加分の出願審査請求手数料を納付しなければなりません（特195(3)）。増加分の手数料の納付がなく、かつ納付を求める補正指令に応じないときは、当該出願は却下の処分となります（特18(2)）。

VII 出願審査請求手数料の返還請求

出願審査の請求後、審査官から最初の通知等が来るまでの間に、出願の取下げ又は放棄を行った場合に、出願審査請求手数料の返還請求を行うことにより、その一部が返還されます。

1. 返還請求が可能となる取下げ又は放棄の時期（特195(9)）

出願審査の請求後であって、以下のいずれかがあるまでの間に、出願を取下げ（みなし取下げを含む。）又は放棄した場合に返還請求が可能となります。取下げ又は放棄の時期は、出願取下書又は出願放棄書の到達日で判断されます。

- (1) 同一発明かつ同日出願の場合の協議指令（特39(6)）
- (2) 文献公知発明に係る情報の記載についての通知（特48条の7）
- (3) 拒絶理由通知（特50）
- (4) 特許査定の際の謄本の送達（特52(2)）

2. 返還請求の期限

- (1) 出願の取下げ又は放棄から6月以内に返還請求を行わなければなりません（特195(10)）。返還請求の日は差出日で判断されます。
- (2) 特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願が、特許法第42条第1項又は実用新案法第9条第1項の規定により取り下げたものとみなされた場合、先の出願についての出願審査手数料の返還請求の期限は、特許法第42条第1項又は実用新案法第9条第1項の規定により取り下げたものとみなされた時から6月以内に返還請求を行わなければなりません。

なお、経済安全保障推進法第70条第1項の規定により保全指定がされた特許出願を基礎とする優先権の主張を伴う特許出願がされた場合における先の出願の取下げについては、経済産業省令で定める期間（1年4月）を経過した時又は当該先の出願について経済安全保障推進法第77条第2項の規定による保全指定の解除等又は保全指定の期間の満了の通知を受けた時のうちいずれか遅い時となります（経済安全保障推進法82(2)）。

- (3) 返還請求の期限を徒過した場合の救済措置

返還請求の期限を徒過した場合であっても、返還請求をする者にその責めに帰することができない理由がある場合は、返還の請求をすることが認められます（特195(13)）。

この場合、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）以内で、その返還請求の期限の経過後6月以内に限り返還請求書を提出することができます。その際、上申書又は返還請求書の【その他】の欄において、当該手続をすることができなかつた理由が「返還